

埼玉県住生活基本計画

概要版

平成28年度～平成37年度



埼玉県マスコット「コバトン & さいたまっち」

彩の国 さいたま

多様な住まいと住まい方の実現

計画の目的と位置付け

埼玉県住生活基本計画は、良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住の安定の確保など、住生活基本法に掲げられた基本理念を実現するための計画で、本県の住宅政策を展開する上で基本となります。

また、この計画は住生活基本法第17条第1項に基づき「住生活基本計画（全国計画）」に即して策定する都道府県計画であり、市町村が住まいに関する計画などを策定する際に参考となるものです。

住生活基本法 平成18年6月 制定

住生活基本計画
(全国計画)
平成28年3月 閣議決定

即して

埼玉県住生活基本計画
(計画期間：平成28～37年度)

内容を
踏まえて

市町村
住宅マスタープラン
住生活基本計画

埼玉県の住宅政策の展開

県民の住生活の向上

ごあいさつ

今日、埼玉県は大きな勢いを持っています。

圏央道の県内区間全線開通や北陸新幹線、北海道新幹線の開業などにより「交通の要衝」としての立地優位性は格段に高まっています。また、2015年までの10年間の企業本社の転入超過数は927社と全国1位となりました。

さらに、2019年にはラグビーのワールドカップが熊谷市で開催され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは4会場で競技が実施されます。子供たちに大きな夢と希望を与え、本県に更なる活力が生まれるものと期待しています。

一方で、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢者の増加に伴う医療・介護需要の増大と、生産年齢人口の減少による社会活力の低下が懸念されています。

このような状況の中、住宅政策では、空き家の急速な増加や子供を生み育てやすい住環境づくりの必要性など、新たな課題への対応が求められています。

そこで、このたび「埼玉県住生活基本計画」の全面的な見直しを行い、住宅政策の基本方針として「多様な住まいと住まい方の実現」を掲げました。

現行計画で進めてきた「安心・安全力」「子育て力」「環境力」「地域力」に「情報発信力」を加え、5つの力を強める施策を展開していきます。

私は、どんなに困難な課題でも、住まいに関わる全ての方々の御協力をいただき、知恵を結集して対策を行えば必ず克服できると信じています。

県民の活力の源は快適な住環境にあります。今後とも、皆様の御支援と御協力をよろしくお願い致します。

平成29年 3月

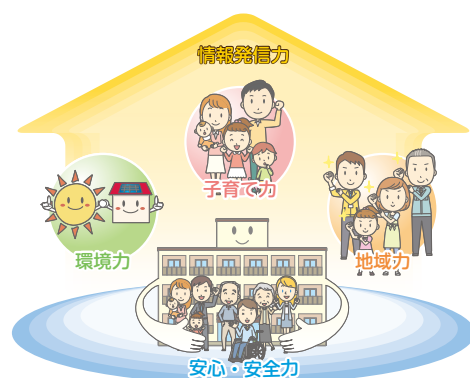
埼玉県知事 上田清司

住宅政策の基本方針 ～多様な住まいと住まい方の実現～

今後迎える本格的な人口減少、少子高齢社会において、住まい方の多様なニーズに応えるためには、「いかにして自分らしい住まいと住まい方を実現できるか」が課題です。

また、インターネットを使えない環境にある県民への情報提供や、子育て世帯・若年世帯を本県へ呼び込むための様々な取組を伝える手段として、情報発信の工夫が必要です。

そこで、「多様な住まいと住まい方の実現」に向けて、現行計画で進めてきた「安心・安全力」、「子育て力」、「環境力」、「地域力」に「情報発信力」を加え、5つの力を強める施策を展開していきます。



公営住宅の供給及び活用の方針

公営住宅の供給及び活用の方針

- 需要を反映した住宅セーフティネットの確保
- マネジメントを考慮した既存ストックの活用
- 適正な入居基準の整備
- 公営住宅の整備



公営住宅の供給戸数の目標量

住生活基本法第17条第2項第五号に基づき、市町村を含めた埼玉県内における公営住宅の供給目標量※を次のとおり定めます。

※新規、建て替えなど整備に伴う供給（建て替えに伴う既入居者向け供給を含む）及び空き家募集をいいます。

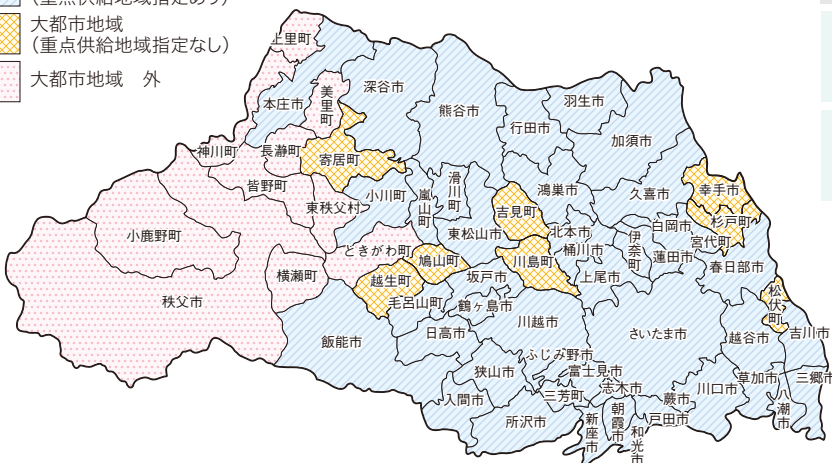
平成28～32年度 (前半5年間)	15,000戸
平成28～37年度 (計画期間中)	30,000戸

重点供給地域

住生活基本法第17条第2項第六号に基づき、以下の要件を満たす地域を、居住水準及び住環境水準の向上など住宅政策上の観点から、市町村の意向を踏まえて指定します。

- 当該地域の立地、土地利用の状況などから見て、住宅若しくは宅地の計画的な供給の促進を図るべき地域
- 当該地域の居住水準、都市構造などから見て、住宅供給などの必要性の高い地域
- 今後10年間に相当量の良質な住宅・宅地の供給が見込まれる一定のまとまりのある地域

- 大都市地域 (重点供給地域指定あり)
- 大都市地域 (重点供給地域指定なし)
- 大都市地域 外



重点供給地域指定状況

地域数	37市8町 233地域
地域面積	10,488.8Gha

指標

指標	基準値	目標値
耐震性を有しない住宅ストックの比率	13% (平成27年度)	概ね解消 (平成37年度)
最低居住面積水準の未満率	3.8% (平成25年)	早期解消
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	751件/年度 (平成27年度)	1,250件/年度 (平成37年度)
空家等対策計画を策定した市町村数	3市町村 (平成27年度)	50市町村 (平成37年度)

目標達成に向けた主な施策

● 住まいのセーフティネット対策の拡充

- ・ 将来の世帯数減少や都市構造の変化に対応しながら、公的賃貸住宅の適正な整備と維持管理を継続
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度の普及啓発

● 安心・安全な住環境の形成

- ・ 安心して事業者を選定できる環境づくり
- ・ ヒートショックの防止対策など住まいに起因する健康相談及び情報提供の体制づくり
- ・ 木造住宅耐震診断の実施や補助制度を活用し、耐震性能や防災性能を向上
- ・ 住まいの防犯アドバイザー制度などの普及促進による、犯罪に強い地域づくり
- ・ 空き家の活用促進と併せて、市町村が定める空家等対策計画の策定を促進

● 高齢者の住生活ニーズに対応できる仕組みづくり

- ・ 福祉分野との連携を強化し、高齢者を地域で支える仕組みを整備
- ・ 高齢者の居住ニーズに応じたサポート体制を整備
- ・ 高齢者の住まいの選択肢の拡大と高齢者の心身の状況に応じた早めの住み替えを促進



指 標

指 標	基 準 値	目 標 値
「子育て応援住宅」認定戸数	5,325 戸 (平成27年度)	15,000 戸 (平成37年度)
子育て世帯における 誘導居住面積水準の達成率	34.5% (平成25年)	50.0% (平成37年)

目標達成に向けた主な施策

● 子育て世帯・多子世帯等が魅力を感じる住環境づくり

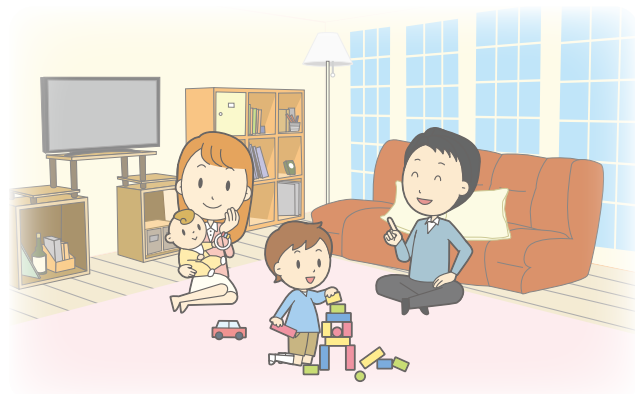
- ・子育て世帯などに対する公的賃貸住宅の提供、住宅取得やリフォームを支援
- ・埼玉県子育て応援住宅認定制度や金融機関と連携した融資制度などによる子育てしやすい住宅の普及
- ・県営住宅における多子世帯向け住戸への改修、空き住戸などを利用した子育て世帯の集いの場づくりの提供、及び若年世帯向け子育て支援住宅の供給

● 同居・近居等を進める住み替えの促進

- ・ライフステージに応じた住み替えを促進するため、市町村空き家バンクの設置など既存住宅を取得できる仕組みを構築し、既存住宅の流通を促進
- ・公的賃貸住宅で実施する近居支援策の周知普及、市町村や民間事業者などが実施する同居・近居などを促進する取組を支援

● 住宅面から希望する数の子どもを持てる環境づくり

- ・多子世帯向けの住宅取得やリフォームへの支援などにより、多子世帯にも対応できる住宅を推奨し、多くの子どもを持つことに前向きになるムーブメントの創出



目標 3

人と環境に配慮した住まいづくりを進めます

指 標

指 標	基 準 値	目 標 値
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.3% (平成27年度)	20.0% (平成37年度)

目標達成に向けた主な施策

● 環境に配慮した住まいと住まい方の促進

- ・長く使えて環境に優しい住宅供給の促進、省エネ設備導入を補助
- ・住宅のHEMS設置による家庭の電気使用量などの見える化により、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進

● 住宅の長寿命化の促進

- ・住宅所有者などが住まいの適正な管理やリフォームの大切さを認識するよう意識啓発を推進
- ・工事検査制度、リフォーム事業者登録制度の活用及び瑕疵担保保険の普及促進などにより、安心してリフォームを行うことができる環境を整備

目標 4

地域の活性化を図る住環境づくりを進めます

指 標

指 標	基 準 値	目 標 値
既存住宅の流通割合	14.7% (平成25年)	25.0% (平成37年)
賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	11.2 万戸 (平成25年)	15.6 万戸程度に抑える (平成37年)
空き家バンクを設置した市町村数	16 市町村 (平成27年度)	50 市町村 (平成37年度)

目標達成に向けた主な施策

● 空き家の利活用の促進

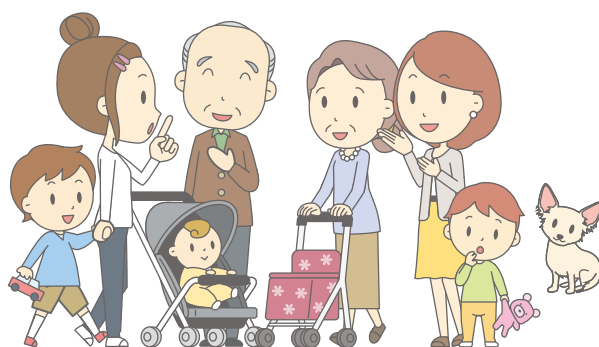
- ・将来の世帯数減少や都市構造の変化に対応しながら、公営住宅の適正な整備と維持管理を継続するとともに、地域に貢献する団地モデルを提示
- ・官民間わず自発的な取組などへの支援と情報交換ができる環境づくり
- ・空き家の活用における課題や対応策を検討し、空き家の利活用を促進

● 既存住宅の流通促進

- ・ ライフステージに応じた住み替えを支援するため、市町村空き家バンクの設置など既存住宅を取得できる仕組みを構築し、既存住宅の流通を促進

● 県内への移住・定住の促進

- ・ 多様な住まい方の実現に向けた地域の特性を生かした住まい方を推進する市町村などの取組を支援
- ・ 公的賃貸住宅の提供や住宅取得・リフォーム支援などにより、子育て世帯・若年世帯が魅力を感じる住環境づくりを促進
- ・ 既存住宅の流通促進に関する県等の取組を、相談窓口の設置や鉄道事業者との連携など、より効果的な広報手段により県内外へ広く発信



目標

5

誰もが利用できる広報による情報発信を進めます

指 標

指 標	基 準 値	目 標 値
県等が発信する住情報サイトのアクセス件数	1.4 万件 / 月 (平成27年度)	2.5 万件 / 月 (平成37年度)

目標達成に向けた主な施策

● 住情報の体系整理及びメンテナンス体制の整備

- ・ 子育て、福祉、医療、教育、まちづくりなど住生活の関係主体が有する関連施策の情報を共有し、維持管理する体制を整備
- ・ 埼玉県住まい安心支援ネットワークと地域包括支援センターなどとの更なる連携・協力

● 住情報の発信の強化

- ・ ワンストップ窓口の設置など各種情報の提供方法を検討
- ・ 鉄道事業者との連携など、より効果的な広報手段を検討し、子育て支援施策を含む住情報や支援制度など関連施策の情報を県内外へ広く発信

目標の実現に向けて

情報発信力の強化

情報技術が発達し、多様な情報を容易に取得できるようになった反面、住情報を扱う分野が多岐にわたり、体系整理や共有化が十分でない状況が生じています。

県は、住宅分野とそれ以外の福祉などの分野における体系の整理や、情報共有の仕組みづくりを進め、誰もが利用できる広報手段や、住宅相談窓口などの充実に努めます。

市町村への支援

地域に応じた住宅政策を展開する上で、県民に身近な市町村の役割は特に重要です。

県は、市町村との連携はもちろん、市町村間をつなぐネットワークを作り県内外の情報を提供し共有するとともに、市町村の主体的な取組を支援していきます。

民間事業者等との連携

住まいや生活支援サービスに関するニーズの急速な拡大に対処するためには、民間事業者などによる市場の形成や、NPO、自治会、社会福祉協議会などの地域主体による「共助」の取組を支援することも重要です。

県は、「埼玉県住まいづくり協議会」や「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」などのつながりをさらに拡充・発展し、様々な施策を展開していきます。

分野を横断した総合的な取組

住宅供給を中心とした「住宅政策」から、居住環境や地域、人の住まい方も含めた総合的な「住生活政策」への転換が求められており、従来の住宅政策の枠に収まらない社会システムの構築が求められます。

県は、政策の境界にある福祉、医療、子育て、教育、環境などの居住サービスを担う部局との連携施策を充実させ、庁内一体となって政策目標の実現に向けて取り組みます。



埼玉県都市整備部住宅課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

Tel. 048-830-5571(直通)

平成29年3月発行